第 2 次瀬戸内市地域公共交通計画策定業務仕様書

１　業務名称

第 2 次瀬戸内市地域公共交通計画策定業務

２　業務の目的

令和3年3月に策定した瀬戸内市地域公共交通計画の計画期間が令和8年3月末に満了することから、本市を取り巻く社会状況の変化や現計画の課題を踏まえ、市民の移動手段の維持・確保のための第2次瀬戸内市地域公共交通計画を策定することを目的とする。

３　業務の区域

瀬戸内市全域

４　委託期間

契約日から令和 8 年 3 月 19 日まで

５　業務内容

（１）　地域の概況整理

瀬戸内市の地域概況を、統計資料や既存調査結果等を用いて整理する。

前計画策定後に策定された関連計画も踏まえ、まちづくりの方向性を整理する。

（２）移動状況の調査・分析

瀬戸内市の公共交通の現状（サービス状況、利用状況、経営環境等）について整理する。公共交通網に関する情報は GIS を用いて整理する。

路線バスについて、利用実態の整理・分析を行う。また、必要と考えられる路線バスについては、OD 調査等を実施し、路線バス利用者の移動実態の詳細を把握する。

公共交通利用者を対象としたアンケート調査を実施し、利用実態や改善要望等を把握する。

（３）ニーズ調査・分析

市民を対象にアンケート調査を実施し、市民の移動実態や既存の公共交通についての改善ニーズ等を把握する。

高校生の通学ニーズを把握するため、市内唯一の高校である県立邑久高等学校の生徒及びその保護者を対象としたアンケート調査を実施する。また、JR を利用して市外の高校に通学する生徒のニーズを把握するため、JR 駅で高校生を対象としたヒ

アリング調査を実施する。

その他必要な関係者ヒアリング調査、結節点ヒアリング調査を実施する。

なお、調査に係る消耗品等については受託者負担として準備するものとする。

※アンケート等の実施については、効果的と考えられる手法を提案すること。

（４）前計画の精査

前計画の事業の実施状況、目標値による目標達成状況を精査する。

（５）具体的な計画の検討

（１）から（４）までの結果を踏まえ、瀬戸内市における公共交通の問題点・課題を整理し、地域公共交通網の形成に当たっての基本方針や目標を検討する。また、目標の達成状況について評価する評価指標を設定し、PDCA の具体的内容を検討する。

計画期間内に実施する事業の内容や実施主体、スケジュール等について検討・調整する。

（６）計画（案）のとりまとめ

各種調査結果を踏まえ、第 2 次瀬戸内市地域公共交通計画のとりまとめを行う。

（７）瀬戸内市地域公共交通会議の運営支援

瀬戸内市地域公共交通会議（5 回を予定）の運営を支援する為、会議において必要となる検討資料、議事録等を作成する。

（８）パブリックコメントの実施支援

計画素案のパブリックコメントの実施、意見対応の支援を行う。

（９）打ち合わせ協議の実施

上記業務内容の円滑な履行に向けて委託者との情報共有を進めるために必要とされる十分な回数の協議を実施し、その記録を作成する。

（１０）成果品

本業務の成果品は、以下に示すものとする。

① 第 2 次瀬戸内市地域公共交通計画書　（Ａ４カラー両面刷）　100 部
② 〃　概要版（Ａ４カラー両面刷）　100 部
③ 業務報告書（Ａ４カラー両面刷）　1 部
④ 計画書・概要版及び報告書の電子媒体ＤＶＤ－Ｒ　各 1 枚

6　資料の貸与

　委託者は本業務に必要な資料を受託者に貸与するものとするが、受託者はその使用に際して汚損、紛失等のないよう万全の注意を払い、責任を持って管理するとともに、使用後は遅滞なく当該資料を委託者に返還しなければならない。

7　著作権等

　本業務で作成した画像、動画等の著作権は、原則として、すべて瀬戸内市に帰属するものとする。また、当該画像、動画等は瀬戸内市において、本業務以外に二次使用することがある。

8　その他

（１）本業務は原則として受託者自らが実施し、第三者に委託することはできないものとする。

（２）業務上知り得た事項については、他に漏らしてはならない。また、調査結果や成果についても市の承諾なく貸与、使用及び公表してはならない。

（３）本仕様書に明記されていない事項等について、疑義の生じた場合は双方協議のうえ処理するものとする。